

談合情報対応マニュアルを次のように定める。

平成15年10月1日

尾道市長 亀田良一

談合情報対応マニュアル

談合情報対応マニュアル（平成8年9月2日制定）の全部を改正する。

第1 趣旨

本市が発注する建設工事（設計、調査及び測量を含む。以下「工事」という。）に係る競争入札の適正を期し、関係機関との連携を図りつつ、入札談合に関する情報等に対して的確に対応するため、その手続きについて必要な事項を定めるものとする。

第2 一般原則

1 情報の確認、調書の作成

- (1) 入札に付そうとする工事又は入札に付した工事について、入札談合に関する情報があった場合の情報聴取は、課長以上の職にある者（いずれも不在の場合は、係長）が当たること。
- (2) 入札談合に関する情報については、次に掲げる内容を聴取し、その内容を報告書（別記様式第1号）にまとめたうえ、直ちに所属長に報告すること。
 - ① 情報提供者の氏名又は名称及び住所又は連絡先
 - ② 入札談合に関する行為をしている者又はした者の氏名又は名称
 - ③ 入札談合に関する行為の具体的な態様、時期、場所その他の事実
- (3) 工事主管課長は、入札談合に関する情報の報告を受けた場合及び自ら情報を把握した場合には、直ちに尾道市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局へ報告書を提出すること。

2 報告

委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、入札談合情報に関する報告を受けた場合には、速やかに委員会を招集し報告すること。

3 委員会の招集及び審議

- (1) 委員会は、2により事務局からの報告を受けた場合、当該情報が調査に値するか否かについて審議するものとする。

(2) (1)の審議においては、談合に関する情報の信ぴょう性等の判断基準（平成15年10月1日制定）によることを原則とする。

4 公正取引委員会及び警察への通報

委員会の審議を踏まえて、調査に値することとした情報（以下「談合情報」という。）については、第3の手続に入る前及び手続終了後において、事務局が公正取引委員会及び警察へ通報すること。

5 処理の決定

市長は、談合情報があった工事について、入札の執行、延期、中止、無効又は契約解除等をしようとするときは、委員会の意見を聴くものとする。

6 報道機関との対応

報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、契約担当課長が対応すること。

第3 具体的な対応

談合情報があった場合には、原則として、次により対応すること。なお、詳細な手順等は、第4により行うこと。

1 入札執行前に談合情報を把握した場合

(1) 公正取引委員会及び警察への通報

事務局は、談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会及び警察へ通報すること。また、(2)以下の措置により、落札者の決定、入札の無効の決定又は入札手続きの中止の決定を行った後に談合情報に関する資料を送付すること。

(2) 事情聴取

① 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うこと。事情聴取は、入札日の前日において行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期したうえで行うこと。

② やむを得ない理由により、事情聴取の前に入札を行う場合は、入札執行後直ちに入札参加者全員に対して事情聴取を行うこと。

(3) 談合の事実が確認された場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、尾道市契約規則（昭和39年規則第28号。以下「契約規則」という。）第34条の規定により入札手続を一時中止すること。

(4) 談合の事実が確認されない場合の対応

① 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札参加者全員から別紙1による誓約書を提出させること。また、入札参加者全員に対し、工事費内訳書

を提出するよう要請すること。

- ② 入札執行後に談合の事実が認められた場合には入札を無効とする旨の注意を喚起した後に入札を行うこと。
- ③ 提出された工事費内訳書は、入札執行後において、審査担当職員等（当該工事の積算内容を把握している職員）がチェックすること。
- ④ 工事費内訳書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、契約規則第32条第1項第6号の規定により、入札を無効とすること。

2 入札執行後に談合情報を把握した場合

(1) 契約締結以前の場合

① 公正取引委員会及び警察への通報

事務局は、談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会及び警察へ通報し、併せて入札調書の写しを送付すること。また、②以下の措置により、契約締結又は入札の無効の決定を行った後に談合情報に関する資料を送付すること。

② 契約締結の保留

契約担当職員は、契約（仮契約を含む。）締結を保留すること。

③ 事情聴取等

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。

また、事情聴取に先立って、入札を行った者全員に対し工事費内訳書を提出するよう要請し、提出された工事費内訳書を審査担当職員等がチェックすること。

④ 談合の事実が確認された場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、契約規則第32条第1項第6号の規定により、入札を無効とすること。

⑤ 談合の事実が確認されない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から誓約書を提出させたうえ、落札者と契約を締結すること。

(2) 契約締結以後の場合

① 公正取引委員会及び警察への通報

事務局は、談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会及び警察へ通報し、併せて入札調書の写しを送付すること。また、②以下の措置により、工事続行又は契約解除の決定を行った後に談合情報に関する資料を送付すること。

② 工事の一時中断

工事に着工している場合は、当該工事を一時中断すること。

ただし、談合情報の信ぴょう性及び工事の進捗状況によってはこの限りでない。

③ 事情聴取等

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。

また、事情聴取に先立って、入札を行った者全員に対し工事費内訳書を提出するよう要請し、提出された工事費内訳書を審査担当職員等がチェックすること。

④ 談合の事実が確認された場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。

⑤ 談合の事実が確認されない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から誓約書を提出させたうえ、工事を続行すること。

第4 個別手続の手順等

第3に定める事情聴取等の手続きにおいては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

1 報告書等

- (1) 入札に付そうとする工事について、入札談合に関する情報があった場合には、その内容を詳細に聴取し、情報の内容を別記様式第1号の報告書にまとめること。また、情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。
- (2) 工事主管課長は、入札談合に関する情報を受けた場合及び自ら情報を把握した場合は、直ちに事務局へ報告するとともに、報告書を提出すること。
- (3) 事情聴取、誓約書の提出及び工事費内訳書のチェックを行った場合は、その結果を直ちに事務局へ報告すること。

2 公正取引委員会への通報

- (1) 公正取引委員会への通報等は、事務局が副市長名において行うこと。
- (2) 公正取引委員会の窓口は、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所審査課である。
- (3) 公正取引委員会への通報等は、別記様式第2号を使用すること。なお、通報等の内容について公正取引委員会から問い合わせがあることも予想されるため、担当者は、提出した資料の範囲内で的確な対応ができるよう内容について整理しておくこと。

3 警察への通報

- (1) 警察への通報等は、原則として事務局が、副市長名において行うこと。
- (2) 警察への通報等は、別記様式第3号を使用すること。

4 事情聴取の方法等

- (1) 事情聴取は、工事主管課長及び契約担当課長等の複数の職員により行うこと。

- (2) 事情聴取する相手については、代表者等代表権を有する者又は支店長等契約締結権限を有する者（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人）とする。ただし、やむを得ない場合には、上記の者から別記様式第4号の委任状により委任を受けた役員等（支店等の場合には、支店長等に準ずる者）とする。
- (3) 談合情報の内容により必要があると判断される場合は、入札参加者（予定者の場合も含む。）の範囲内で、指定した相手に対して事情聴取を行うことができるものとする。
- (4) 事情聴取は、原則として同一期日に事情聴取の対象者全員に対して行うものとする。なお、各対象者への事情聴取は、1社ずつ面談室等に呼び出し、聴き取りを行うこと。
- (5) 聴取結果については、別記様式第5号により事情聴取書を作成すること。なお、事情聴取項目は、別紙2を参考にし、必要に応じて適宜質問を追加すること。

5 誓約書の提出等

- (1) 誓約書については、「誓約書を公正取引委員会及び警察へ送付する旨」を事情聴取の対象者に通知したうえ、別紙1を参考に事情聴取の対象者から自主的に提出させること。ただし、別紙1は、あくまで記載例であるため、誓約内容等については、事情聴取の対象者に自主的に作成させること。
- (2) 「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨」の注意を促す場合は、別紙3を参考として注意事項を読み上げること。

6 工事費内訳書のチェック

- (1) 工事費内訳書の提出に当たっては、審査担当職員等が談合の形跡がないかを入念にチェックすること。
- (2) 工事費内訳書のチェックに当たって不明な点がある場合は、審査担当職員等を含む複数の職員により、積算担当者など積算内容を把握している者を対象に事情聴取すること。
- (3) 入札執行後に事情聴取を行う場合は、事情聴取と工事費内訳書のチェックを並行して実施することができること。

7 報道機関との対応

報道機関との対応において、契約担当課長のみでは十分な対応ができない場合には、委員会の委員長の指名する者が併せて対応すること。

8 その他

入札談合に関する情報に係る事務処理に当たっては、毅然たる態度で対応すること。なお、一般競争入札（事後審査型）にあつては、入札参加者は、入札期日前は不明であることに留意すること。

第5 随意契約における談合情報への対応

本市が発注する工事につき随意契約を締結する場合における談合情報に対しては、競争入

札による場合の例により対応するものとする。

付 則

このマニュアルは、平成15年10月1日から施行する。

付 則

このマニュアルは、平成18年1月10日から施行する。

付 則

このマニュアルは、平成19年4月1日から施行する。

付 則

このマニュアルは、平成19年10月1日から施行する。

全部改正

付 則

このマニュアルは、平成22年7月5日から施行する。

付 則

このマニュアルは、平成26年3月4日から施行する。

付 則

このマニュアルは、令和4年4月1日から施行する。

付 則

このマニュアルは、令和6年4月1日から施行する。

別記様式第1号

談 合 情 報 報 告 書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 () 時 分	
工 事 名		
工事発注機関		
工事主管課		
入札(予定)日	年 月 日 () 時 分	
情報提供者	区 分	報道機関・その他
	(住所) (氏名) (連絡先等)	
受信者	所 属 職氏名	
情報手段	・電話 ・書面 ・面接 ・報道 ・その他 ()	
情報内容		
応答の概要		

別記様式第2号

年 月 日

公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所中国支所長 様

尾道市副市長

談合情報等に関する資料の送付について

尾道市〇〇部〇〇課所管の〇〇〇〇〇工事の入札に係る談合情報に関する資料を、別添のとおり送付します。

- 1 談合情報報告書（写し）
- 2 事情聴取書（写し）
- 3 誓約書（写し）
- 4 入札調書（写し）
- 5 その他必要と認める事項
- 6 入札に関する連絡（無効・延期・落札者決定・落札者決定保留・落札者決定・取消し）（該当するものに○をすること。）

年 月 日

広島県尾道警察署長 様

尾道市副市長

談合情報等に関する資料の送付について

尾道市〇〇部〇〇課所管の〇〇〇〇〇工事の入札に係る談合情報に関する資料を、別添のとおり送付します。

- 1 談合情報報告書（写し）
- 2 事情聴取書（写し）
- 3 誓約書（写し）
- 4 入札調書（写し）
- 5 その他必要と認める事項
- 6 入札に関する連絡（無効・延期・落札者決定・落札者決定保留・落札者決定・取消し）（該当するものに○をすること。）

委任状

年 月 日

尾道市長 様

住 所
商 号 又
は 名 称
氏 名

私は、
を代理人と定め、次の
権限を委任します。

工事名：

の談合情報に伴う事情聴取に係る全ての権限について

事情聴取書

工 事 名 :

業 者 名 :

被事情聴取者 :

事情聴取者 :

日 時 :

場 所 :

質 問	
聴 取 内 容	

別紙 1

誓 約 書

年 月 日

尾 道 市 長 様

住 所
商号又は
名 称
代表者名
(担当者名)

今般の〇〇〇〇〇〇〇〇工事の競争入札に関し、刑法（明治40年法律第45号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の法令に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも法令を遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会及び警察に送付されても異議はありません。

入札執行に係る注意事項

- 1 本件入札について、談合があったとの情報があったが、入札者が談合して入札をしたり、その他入札に際して不正の行為がないように、厳正に入札すること。
- 2 入札執行後において、談合の事実が明らかと認められた場合には、尾道市契約規則第 3 条第 1 項第 6 号の規定により入札は無効とする。